

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十八年五月二日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十七年九月二十四日奈良県指令建第九六一八六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十八年四月二十二日建第八六七五号  
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十八年四月二十二日建第五一八四号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字粟殿八三四番の一部、八三五番一の一部、八四六番一の一部、八四七番一、八四八番、八五一番の一部、八五二番の一部、八五三番、八五四番の一部、八五五番、八五六番の一部、八五七番の一部、八五八番の一部及び八六〇番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字三輪七二番地の三  
株式会社日生ハウジング 代表取締役 荒木正義

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字粟殿八三四番、八三五番一、八四六番一、八四七番一、八四八番、八五一番、八五二番、八五三番、八五四番、八五六番、八五七番、八五八番及び八六〇番一の各一部

○番一の各一部

公園 桜井市大字粟殿八三四番、八三五番一、八五三番及び八五四番の各一部  
下水道 桜井市大字粟殿八三四番、八三五番一、八四六番一、八四七番一、八四八番、八五二番、八五三番、八五四番、八五六番、八五七番、八五八番及び八六〇番一の各一部

水路 桜井市大字粟殿八三四番、八三五番一、八四六番一、八四七番一、八四八番、八五二番、八五三番、八五四番、八五六番、八五七番及び八六〇番一の各一部

一 許可番号

平成二十八年三月二十三日奈良県指令建第九六一二〇〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十八年四月二十二日建第八六七六号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

五條市二見二丁目二六四番一及び二六四番五並びに二見三丁目二六一番二、二六三番六及び二六三番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

五條市新町二丁目二番一四号

丹原敏男